

## 第36回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

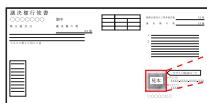
2021年3月24日（水曜日） 午前10時  
（受付開始 午前9時）

場 所

ザ・プリンス パークタワー東京  
地下2階 ボールルーム  
（東京都港区芝公園四丁目8番1号）

議決権行使も招集通知閲覧も  
スマートフォンで簡単

議決権行使をする！



議決権行使書の右下に記載  
された「QRコード」を利用

招集ご通知を見る！



こちらの「QRコード」又はURL  
(<https://p.sokai.jp/2914/>)  
よりアクセスいただきご参照く  
ださい。

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の  
皆様の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見  
合わせていただき、事前にインターネット又は郵  
送により議決権をご行使くださいますようお願い  
申し上げます。

株主総会のお土産はご用意しておりません。

ひとの  
ときを、  
想う。 JT

# 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々、ご遺族の皆様にお悔やみ申し上げますとともに、感染拡大の防止にご尽力されている医療関係者をはじめとした皆様に深く感謝申し上げます。

ここに第36回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当社グループを取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や為替変動リスク等、不確実性の高い状況にあり、特にコロナ禍により世界的に経済状況が悪化し、消費者行動や企業活動にも大きな変化が生じていることで、今後の見通しが一層不透明な状況にあると捉えています。

JTグループは、これまでグローバル化や事業構造改革等をはじめ、将来起こり得る変化をチャンスと捉えて、様々な取組みを行ってまいりましたが、このような不確実性の高い環境下で勝ち抜くためには、変化への対応という受け身の姿勢ではなく、自ら変化を起こし、変革をリードする組織への進化を加速する必要があると考えています。

その進化に向けては、お客様視点を起点とした行動変革が必要であり、そのためにもJTグループの経営理念である「4Sモデル」を更なる高みに発展させていくことが重要と認識しています。「4Sモデル」とは、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことを掲げたJTグループの経営理念です。

この「4Sモデル」に基づき、中長期に亘る利益成長に向けた事業投資を着実に実行していくことが、企業価値の継続的な向上につながり、株主様を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となるベストなアプローチであると確信しています。その追求に向け、JTはグループをあげて、全力で取り組んでまいります。

2021年3月  
代表取締役社長 寺島正道



代表取締役社長

寺島正道

## 目次

## 招集ご通知

第36回定時株主総会招集ご通知	3
インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内	5
インターネットによるライブ配信のご案内	7

## 株主総会参考書類（議案）

株主総会参考書類	9
----------	---

## 事業報告 ※ご参考として、グラフや写真等を掲載しております。

I. 企業集団の現況に関する事項	20
II. 会社の株式に関する事項	39
III. 会社の新株予約権等に関する事項	40
IV. 会社役員に関する事項	41
V. 会計監査人に関する事項	46

**Web** 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況

## 連結計算書類

連結財政状態計算書	47
連結損益計算書	48

**Web** 連結持分変動計算書

**Web** 連結計算書類の注記

## 計算書類

貸借対照表	49
損益計算書	50

**Web** 株主資本等変動計算書

**Web** 計算書類の注記

## 監査報告

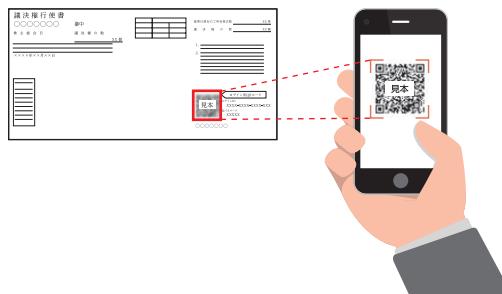
連結計算書類に係る会計監査人監査報告	51
会計監査人監査報告	53
監査役会監査報告	55

**Web** このマークの事項は、法令及び当社定款第17条の定めに従い、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載していません。

## スマートフォンで議決権行使をする！

- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

詳細は「インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内」（5頁）をご覧ください。



## スマートフォンで招集ご通知を見る！

当社では、招集ご通知の主要なコンテンツの閲覧や議決権行使ウェブサイトアクセスできる「スマート招集」を導入しております。

以下の「QRコード」又はURL (<https://p.sokai.jp/2914/>)よりアクセスいただきご参照ください。



## 株主各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番1号

日本たばこ産業株式会社

代表取締役社長 寺 島 正 道

## 第36回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第36回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**本年は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただき、事前にインターネット又は郵送により、2021年3月23日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1	日 時	2021年3月24日（水曜日）午前10時
2	場 所	東京都港区芝公園四丁目8番1号 ザ・プリンス パークタワー東京 地下2階 ボールルーム
3	目的事項	1. 第36期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第36期（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役1名選任の件

以 上

## 当社ウェブサイトに掲載する事項のお知らせ

1. 本株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第17条の定めに従い、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及び当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結持分変動計算書」及び「連結計算書類の注記」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「計算書類の注記」

なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）に掲載させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.jti.co.jp/>



## 本株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

### 株主様へのお願い

- 本年は、新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、本株主総会へのご来場を見合わせていただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利となります。事前にインターネット又は郵送により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、行使期限は2021年3月23日（火曜日）午後6時までとなっておりますのでご注意ください。詳細につきましては、5頁から6頁をご参照ください。

### <会場における対応のご案内>

- ・ご来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いいたします。ご協力いただけない場合は、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・受付において、サーモグラフィで体温チェックをさせていただきます。体調不良と見受けられる方等には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・開会後に体調がすぐれないようにお見受けされる方につきましても、運営スタッフがお声掛けする場合やご退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・会場の座席は、間隔を空けた配置とさせていただくことから、ご用意できる席数が限られております。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、短時間で進行予定でありますので、ご理解並びにご協力をお願いいたします。
- ・事業・商品紹介コーナー等は中止とさせていただきます。
- ・従来実施しておりました飲料水（ペットボトル）の配布は控えさせていただきます。

### 当社の対応

- 運営スタッフは、検温を含め、あらかじめ体調を十分確認したうえで参加することといたします。
- 運営スタッフは、マスク着用で対応をさせていただきます。
- 受付のほか会場内各所にアルコール消毒液を設置いたします。

## 株主総会の運営についてのその他ご案内

- 当日ご来場の際は、本株主総会招集ご通知に同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人がご来場の場合は、議決権行使書に加えて委任状が必要となります。なお、代理人は、当社の議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。
- 当日の議事進行につきましては、日本語で行います。通訳者（手話通訳者を含みます。）の同席は可能ですので、同席をご希望の場合は、当日受付にてお申し出願います。なお、日本語の手話通訳に限り、当社にて通訳者を手配することも可能ですので、ご必要の場合は、3月17日（水曜日）までに必着で当社宛に書面にてお申し出願います。
- 株主総会のお土産はご用意しておりません。あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- 株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳細につきましては、7頁から8頁をご参照ください。

株主総会の運営について重要な変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.jti.co.jp/>）にてお知らせいたします。

# インターネット・郵送による議決権行使方法のご案内



## インターネットにより議決権を行使される場合

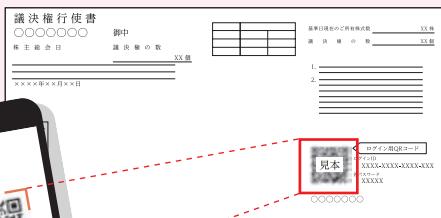
スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法により議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

行使期限 ▶▶▶▶ 2021年3月23日 (火) 午後6時まで



### スマートフォンから

- 1 お手元の議決権行使書の右下に記載されたQRコードを読み取ってください。



- ✓ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ✓ パソコンの起動・議決権行使ウェブサイトへの遷移が不要
- ✓ 面倒なID・パスワードの入力が不要

※QRコード読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。再行使する場合は、「パソコン等から」と同様の方法で行使願います。

※スマートフォンの機種によりQRコードでのログインができない場合があります。

※ご利用のQRコード読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。

※QRコードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。



### パソコン等から

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 お手元の議決権行使書の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。

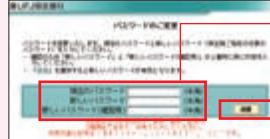


「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

※パソコンで表示した場合の画面イメージです。

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、以下のヘルプデスクへお問い合わせ願います。

システム等に関する  
お問い合わせ先 ▶

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク



0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00 通話料無料)

機関投資家の皆様へ 当社は、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。



## 郵送により議決権を行使される場合

同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 ▶▶▶▶▶ 2021年3月23日（火）午後6時まで

### 議決権行使書用紙

<b>議決権行使書</b> 議決権の数 日本たばこ産業株式会社 御中 _____ 個 私は、2021年3月24日開催の日本たばこ産業株式会社第36回定時株主総会（継続会又は延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2021年3月 日 （ご注意） 各議案につき賛否のご表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 日本たばこ産業株式会社	<table border="1"> <thead> <tr> <th>議案</th> <th>原案に対し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> <tr> <td>第2号議案</td> <td>賛 否</td> </tr> </tbody> </table>	議案	原案に対し	第1号議案	賛 否	第2号議案	賛 否	基準日現在のご所有株式数 _____ 株 議決権の数 _____ 個 お 願 い 1. 新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主総会へのご来場を見合わせていただき、以下いずれかの方法で事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。 行使期限：2021年3月23日午後6時 ① 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、期限までに到着するように送付いただく方法 ② スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト（ <a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a> ）に以下のID、パスワードにてログイン後、期限までに議決権を行使いただく方法 2. 株主総会にご出席の際は、左の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、この部分を切り取らずに会場受付にご提出ください。 3. 裏面もよくお読みください。
	議案	原案に対し						
第1号議案	賛 否							
第2号議案	賛 否							
	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">ログイン用QRコード</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">日本たばこ産業株式会社</td> </tr> </table>	ログイン用QRコード				日本たばこ産業株式会社		
ログイン用QRコード								
日本たばこ産業株式会社								

こちらに、各議案の賛否をご表示ください。

### 第1号・第2号議案

賛成の場合：「賛」の欄に○印

反対の場合：「否」の欄に○印

インターネットによる議決権行使に必要な「QRコード」、「ログインID」と「仮パスワード」が記載されています。

### ◎複数回に亘り議決権を行使された場合の取扱い

- (1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

# インターネットによるライブ配信のご案内



株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。



スマートフォン又はパソコン等から、以下の方法によりライブ配信用ウェブサイトへアクセスしていただき、株主ID（＝株主番号）とパスワード（＝郵便番号）を入力の上、ご覧ください。

## 1 配信日時

2021年3月24日（水） 午前10時～株主総会終了時刻まで

※配信ページは、株主総会の開始時刻30分前（午前9時30分）頃より使用可能です。

## 2 当日の視聴方法

株主様認証画面（ログイン画面）で必要となる「株主ID（＝株主番号）」と「パスワード（＝郵便番号）」をあらかじめご用意の上、以下のライブ配信用ウェブサイトへアクセスしてください。

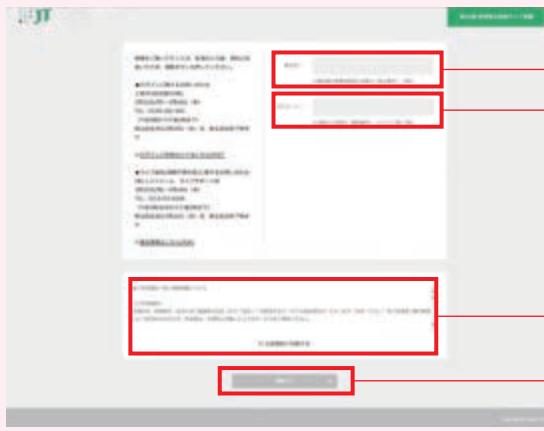
ライブ配信用ウェブサイト <https://www.virtual-sr.jp/users/jti/login.aspx>



**株主ID** ▶ 議決権行使書類等に記載されている「株主番号」（数字8桁）

**パスワード** ▶ 株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」（12月末時点）（数字7桁、ハイフン無し）

### 株主様認証画面（ログイン画面）イメージ



① 「株主ID（＝株主番号）」を入力

② 「パスワード（＝郵便番号）」を入力

③ 利用規約をご確認の上、  
「上記規約に同意する」にチェック

④ 「視聴する」をクリック

※ライブ配信用ウェブサイト（<https://www.virtual-sr.jp/users/jti/login.aspx>）にて、3月22日（月）より視聴環境テストを事前に行っていただけます。

## 議決権行使書イメージ

本招集ご通知7頁の「株主ID(=株主番号)」と「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載されております。

※議決権行使書を投函される場合は、その前に必ずお手元に「株主番号」をお控えください。なお、失念された際は、以下の「ログインに関するお問い合わせ先」までご連絡ください。

②パスワード(=郵便番号)

①株主ID(=株主番号)

### 【ご注意ください】

②「パスワード(=郵便番号)」は議決権行使書に記載の郵便番号とは異なる場合があります(株主総会基準日以降の住所変更や、議決権行使書送付先をご指定いただいている場合等の情報が反映されておりません)。また、日本国外居住の株主様につきまして、常任代理人のご指定がある場合は、当該代理人の郵便番号をご入力ください。

## 3 ご注意事項

- インターネットによるライブ配信で株主総会をご覧いただく場合、会社法上の株主総会への出席とはならず、当日の質問や議決権行使はできません。事前にインターネット又は郵送により議決権行使をお願いいたします(事前行使の方法は、5頁から6頁をご参照ください。)
- ご使用のパソコン環境やインターネットの接続環境により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ご覧いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。
- 何らかの事情により、当日インターネットによるライブ配信を行うことができなくなった場合は、当社ウェブサイト(<https://www.jti.co.jp/>)にてお知らせいたします。

ログインに関する  
お問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社

☎ 0120-262-545 (通話料無料)

3月22日(月)～3月23日(火) (受付時間 9:00～17:00)

3月24日(水) (受付時間 9:00～本株主総会終了時まで)

※配信環境等ライブ配信の視聴に関する技術的なお問い合わせは、ライブ配信用ウェブサイト(<https://www.virtual-sr.jp/users/jti/login.aspx>)で別途ご案内します。

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営理念に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先に実行し、同時に事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針を掲げています。その中で、強固な財務基盤<sup>(注)</sup>を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元の向上を図ってまいりました。

これらの方針のもと、第36期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(注)「財務方針」として、経済危機等の環境変化に備えた堅牢性及び事業投資機会等に対して機動的に対応できる柔軟性を担保する強固な財務基盤を保持する

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

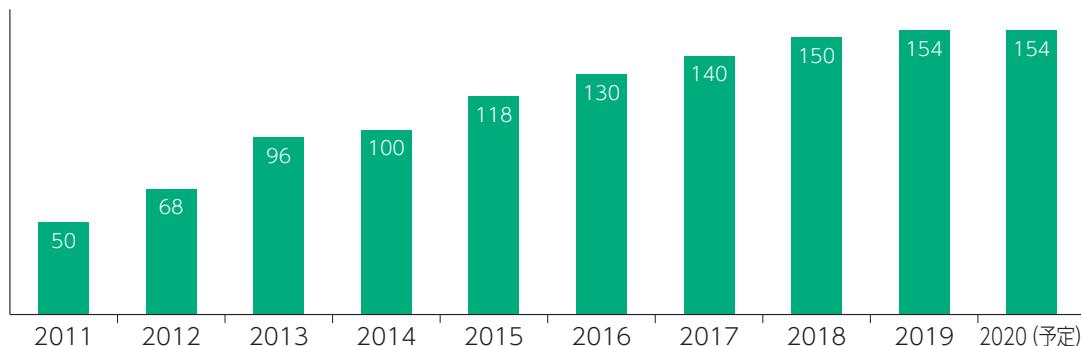
当社普通株式1株につき金77円 総額 136,616,890,333円

なお、昨年9月に中間配当金として77円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき154円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月25日

### 【ご参考】 1株当たり配当金<sup>(注)</sup> (円) の推移

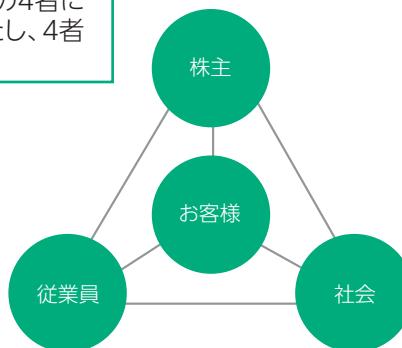


(注) 1株当たり配当金は、2012年7月1日を効力発生日として、1株につき200株の割合で株式分割を行っており、遡って当該株式分割が行われたと仮定して算定した数値

## 【ご参考】経営計画2020における経営資源配分方針について

### 経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



経営計画2020は、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率<sup>(注1)</sup>における、中長期に亘る年平均mid to high single digit<sup>(注2)</sup>成長を目指し、経営資源配分方針として、以下を掲げておりました。  
なお、経営計画2021における経営資源配分方針については、34頁をご参照ください。

### 経営資源配分方針

当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき経営資源の配分を実行

- ・中長期に亘る持続的な利益成長につながる事業投資を最優先
- ・事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

#### 事業投資

- －お客様へ新たな価値・満足を継続的に提供することで、質の高いトップライン成長を目指す
- －たばこ事業の成長投資を最重要視

#### 株主還元

- －強固な財務基盤を維持しつつ、中長期の利益成長に応じた株主還元向上を図る
  - ・1株当たり配当金の安定的・継続的な成長<sup>(注3)</sup>を目指す
  - ・自己株式取得は、事業環境や財務状況の中期的な見通し等を踏まえて、実施の是非を検討
  - ・なお、引き続きグローバルFMCG<sup>(注4)</sup>の還元動向をモニタリング

- (注) 1. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率は、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
2. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ
3. 中長期の為替一定調整後営業利益の成長率の見通しを基本としつつ、当期利益の水準も勘案
4. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているFast Moving Consumer Goods（日用消費財）企業群

## 第2号議案 取締役1名選任の件

取締役渡邊光一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、その補欠として、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、補欠として選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

き て ら ま さ と  
**木寺昌人**

(1952年10月10日生)

所有する当社の株式数 0株



新任

社外取締役

独立役員

### 略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1976年4月 外務省入省  
2008年1月 同省中東アフリカ局アフリカ審議官  
兼 第四回アフリカ開発会議事務局長  
2008年7月 同省国際協力局長  
2010年1月 同省大臣官房長  
2012年9月 内閣官房副長官補  
2012年11月 特命全権大使 中華人民共和国駐劄  
2016年4月 特命全権大使 フランス共和国駐劄  
2016年6月 特命全権大使 フランス共和国駐劄  
兼 アンドラ公国、モナコ公国駐劄  
2019年12月 特命全権大使 フランス共和国駐劄  
兼 アンドラ公国、モナコ公国駐劄  
退官  
2020年4月 当社 アドバイザー (現在)  
2020年6月 丸紅株式会社 社外取締役 (現在)  
日本製鉄株式会社 社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況)

丸紅株式会社 社外取締役  
日本製鉄株式会社 社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

木寺昌人氏は、長年に亘り、外務省を中心とした官界における要職を歴任し、外交等を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知識を有しております。同氏のグローバルベースでの高い知見を、地政学リスクが高まる世界情勢の中でグローバルに事業を展開する当社グループの経営に反映いただくとともに、更なるコーポレート・ガバナンスの充実に資する助言や監督を適切に行っていただけるものと考え、当社は社外取締役として適任と判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 木寺昌人氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定であり、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することといたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2021年4月に同契約を更新する予定です。当該保険契約により、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。同氏の選任が承認された場合、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」及び株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしております。当社は、同氏が社外取締役を務める丸紅株式会社との間に資材調達等の取引関係がありますが、2020年度の当該取引金額は、丸紅株式会社の2019年度連結収益の0.001%未満、当社の2020年度の連結売上収益の0.001%未満と僅少であります。また、当社は、同氏と、2020年4月から、将来的な社外取締役就任の可能性があることも踏まえ、当社の経営状況、業務内容等を事前に把握していただくとともに、独立した立場から経営・事業に係る助言を得るため、非常勤アドバイザー契約を締結しております。当該契約に係る報酬は、助言の対価として支払われたものであり、これまで同氏に支払った対価及び本年度に支払う予定の対価は、当社の社外役員の独立性基準で定める年間1,000万円未満です。これらの関係は、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏が選任された場合には、同氏との非常勤アドバイザー契約を解消する予定であります。
6. 当社は、同氏の選任が承認された場合、同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定する予定であります。

【ご参考】選任後の取締役会の構成（予定）

氏名	当社における地位・担当	取締役会への出席状況	取締役在任年数	重要な兼職数	人事・報酬諮問委員会
現任 丹 呉 泰 健	取締役会長	13回/13回 (100%)	6年9ヶ月	2	●
現任 岩 井 睦 雄	取締役副会長	13回/13回 (100%)	5年	1	—
現任 寺 畠 正 道	代表取締役社長 最高経営責任者	13回/13回 (100%)	3年	1	—
現任 見 浪 直 博	代表取締役副社長 最高財務責任者、コミュニケーション担当	13回/13回 (100%)	3年	1	—
現任 廣 渡 清 栄	代表取締役副社長 コーポレート・医薬事業・食品事業担当	13回/13回 (100%)	3年	—	—
現任 山 下 和 人	取締役専務執行役員 コンプライアンス・サステナビリティマネジメント・総務担当	13回/13回 (100%)	2年	—	—
現任 幸 田 真 音	社外取締役	13回/13回 (100%)	8年9ヶ月	3	●
現任 長 嶋 由 紀 子	社外取締役	13回/13回 (100%)	2年	2	●
新任 木 寺 昌 人	社外取締役	—	—	2	●

- (注) 1. 2020年度に開催された取締役会の出席状況を記載しております。  
 2. 本定時株主総会終結時の在任年数を記載しております。  
 3. 代表取締役社長 寺畠正道氏は、たばこ事業本部長を兼ねております。

## 【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス

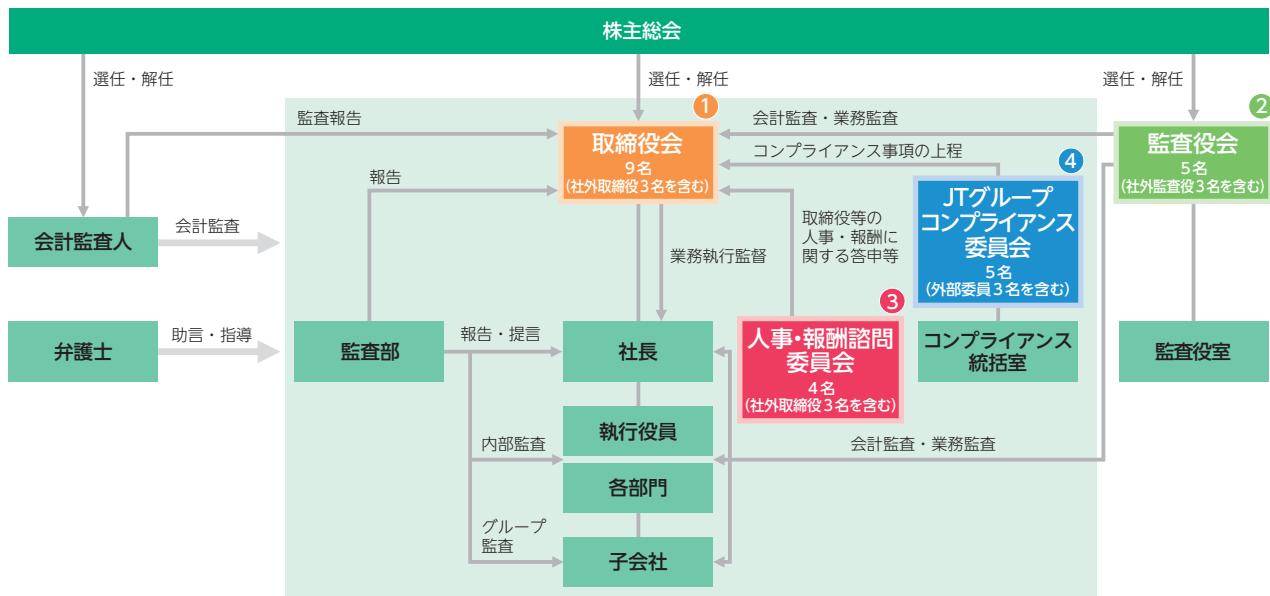
### 当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、当社の経営理念である『4Sモデル』、即ち、「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」ことの追求に向けた、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組みととらえ、これまでも、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付けて、その充実に向けた取組みを積極的に進めてまいりました。

当社は、当社のコーポレート・ガバナンスの充実が、当社グループの中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上につながり、当社グループを取り巻くステークホルダー、ひいては経済・社会全体の発展にも貢献するとの認識のもと、2016年2月4日に、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び取組みについて改めて明文化し、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」として制定いたしました。

当社は、今後もコーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題の一つと位置付け、不断の改善に努め、その充実を図ってまいります。

### 当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況の模式図（2020年12月末）



なお、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」は、当社ウェブサイト (<https://www.jti.co.jp/>) に掲載しております。

## ① 取締役会

### [ 役割 ]

取締役会は、全社経営戦略及び重要事項の決定とすべての事業活動の監督に責任を持つ機関です。

### [ 構成 ]

役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役会の構成について、次のとおり定めています。

- 取締役会は、取締役の員数を15名以内の必要かつ適切な範囲とし、企業人としての高潔な倫理観・知識・経験・能力を兼ね備えた、多様な人材により構成する。
- 当社は、監督機能の強化及び経営の透明性の観点から中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値の向上に寄与する資質を備えた独立社外取締役を2名以上選任する。

現在、9名の取締役（うち独立社外取締役3名）により構成されています。本定時株主総会での承認可決を前提として、9名の取締役（うち独立社外取締役3名）となる予定です。

### [ 当期の運営状況 ]

2020年度は13回開催し、経営計画の策定、執行役員を選任等の重要事項について審議いたしました。

## ② 監査役会

### [ 役割 ]

監査役会は、経営・法律・財務・会計等の豊富な経験を有する者から構成されるものとしております。監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役会その他重要な会議に出席して発言を行うほか、積極的に事業拠点の視察を行う等、能動的に権限を行使するとともに、独立社外監査役や常勤監査役の職務の特性に応じ、客観的な立場から適切に監査を行っております。

### [ 構成 ]

現在、5名の監査役（うち社外監査役3名）により構成されています。

### [ 当期の運営状況 ]

2020年度は13回開催し、監査方針、監査報告書の作成等について審議いたしました。

## ③ 人事・報酬諮問委員会

### [ 役割 ]

本委員会は、従来の経営人材成長支援会議及び報酬諮問委員会の機能を統合し設置した取締役会の任意の諮問機関です。本委員会の設置の目的は、委員会における経営幹部候補者群の成長支援、取締役・監査役候補者の選定及び役付取締役・業務を執行する取締役の解職についての審議、並びに取締役・執行役員報酬に関する事項についての審議を経て取締役会へ答申等を行い、もって取締役会の意思決定における客観性と透明性をより一層高め、取締役会の監督機能の充実を図ることです。

### [ 構成 ]

現在、執行役員を兼務しない取締役会長を委員長として、独立社外取締役3名の計4名で構成されております。

### [ 当期の運営状況 ]

2020年度は4回開催し、役員報酬制度改定に関する株主総会上程議案の確認、報酬水準の確認、経営幹部候補者群の確認、及び取締役候補者の選定に係る審議等を実施いたしました。

## ④ JTグループコンプライアンス委員会

### [ 役割 ]

コンプライアンスの実践を公正かつ効果的に確保するための一環として設置しております。

### [ 構成 ]

取締役会長が委員長を務め、外部委員を主要な構成員としております。

### [ 当期の運営状況 ]

2020年度は3回開催し、コンプライアンス推進に向けた取組み等について議論を行い、その議論結果を2021年度のコンプライアンス実践計画に反映いたしました。

---

## 【ご参考】 当社の取締役候補者の選定等について

当社は、「JTコーポレートガバナンス・ポリシー」の中で、以下のとおり定めております。

取締役候補者及び監査役候補者の選定、役付取締役及び業務を執行する取締役の解職等については、取締役会の適切な監督のもと、以下の方針・手続に従い実施する。

- 当社は、『4Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を担う資質を備えた経営幹部候補者群の質的・量的拡充を志向している。

具体的には、独立社外取締役を主要な構成員とする人事・報酬諮問委員会において外部の知見を参考にしつつ、経営幹部候補者群の育成状況及び後継者計画並びに計画策定プロセスの充実を図っている。

- 取締役候補者については、社長が策定した候補者案を人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役に会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

監査役候補者については、社長が策定した候補者案を、人事・報酬諮問委員会において審議のうえ、その内容・結果を取締役に会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、監査役会の事前の同意を得たうえで、取締役会から独立した立場での適切な職務執行が期待できる者を取締役会の決議により決定する。

- 役付取締役及び業務を執行する取締役の解職にあたっては、求められる資質を満たさない場合・職務遂行が困難になった場合に、解職に該当しない取締役が人事・報酬諮問委員会に対して解職議案の審議を求め、委員会は審議の内容・結果を取締役に会に向けて答申することにより、独立社外取締役から適切な助言を得る機会を確保した後、取締役会の決議により決定する。

また、当社は、取締役候補者及び監査役候補者の選任議案を株主総会に付議する際に個々の候補者を選定した理由を開示し、業務を執行する取締役の解職を取締役会が決議した際には解職した理由を開示する。

## 【ご参考】当社の「社外役員の独立性基準」

当社は、「社外役員の独立性基準」を制定しており、当社の独立社外役員は、以下に掲げる事項に該当しない者としております。

- 1 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社に所属する者又は所属していた者
- 2 当社が主要株主である法人等の団体に所属する者
- 3 当社の主要株主又は当社の主要株主である法人等の団体に所属する者
- 4 当社の主要な取引先及び当社を主要な取引先とする者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 5 当社の主要な借入先その他の大口債権者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 6 当社の会計監査人又は会計参与である公認会計士若しくは監査法人に所属する者
- 7 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 8 当社から多額の寄付を受け取っている者（法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
- 9 最近において上記2から8のいずれかに該当していた者
- 10 以下の各号に掲げる者の近親者
  - (1) 上記2から8に掲げる者（法人等の団体である場合は、当該団体において、重要な業務を執行する者）
  - (2) 当社及び当社の関連会社並びに当社の兄弟会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は従業員
  - (3) 最近において(1)又は(2)に該当していた者

(注釈)

- ・ 当社が主要株主である法人等の団体  
当社が、発行済み株式総数の10%超を保有している法人等の団体
- ・ 当社の主要株主／主要株主である法人等の団体  
当社の発行済み株式総数10%超を保有している者／法人等の団体
- ・ 当社の主要な取引先／当社を主要な取引先とする者  
事業年度において、当社との間で当社連結売上高の2%超の取引がある者／当社との間で取引先の連結売上高の2%超の取引がある者

- 
- ・ 当社の主要な借入先その他の大口債権者  
当社事業報告「企業集団の主要な借入先」に記載している金融機関及び過去の大型M&A時等にリリース資料等において借入先、主幹事会社等として記載した金融機関
  - ・ 当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して多額の報酬を得ている者  
当社に対し、法律、財務、税務等に関する専門的なサービス又はコンサルティング業務を提供して事業年度に1,000万円超の報酬を得ている者。法人等においては、事業年度における年間総収入の2%以上。ただし2%を超えていなくとも、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価が1,000万円を超える場合は多額とする。
  - ・ 当社から多額の寄付を受け取っている者  
当社から、事業年度に1,000万円超の寄付を受け取っている者。その者が法人等の団体である場合は、事業年度に1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超える寄付を受け取っている当該団体に所属する者
  - ・ 近親者  
配偶者及び2親等以内の親族
  - ・ 重要な業務を執行する者  
役員、部長クラスの者
  - ・ 遡及措置（「最近において」の判断基準）  
過去5年を遡及期間とする。

なお、上記注釈にかかわらず、対象者の過去及び現在の従業の状況等を調査検討した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、取締役会の承認を経て、当該人物を、独立性を有する社外役員とする場合がある。その場合は、判断理由を対外的に説明するものとする。

## 【ご参考】当社の取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会の実効性について、毎年、全取締役及び全監査役が取締役会の運営体制・監督機能、株主・投資家との対話等の観点から記名アンケートによる自己評価を実施するとともに、取締役会事務局が評価結果の補完を目的とした個別ヒアリングを実施したうえで、結果を取り纏めております。自己評価結果については、取締役会において評価・分析を実施し、取締役会の更なる実効性向上につなげております。なお、アンケートの作成・結果分析にあたっては、客観性の担保と実効性評価の更なる改善を目的に、外部機関による助言を受けております。

主な評価項目は、以下のとおりです。

取締役会の運営体制	構成（社内外比、多様性）、運営状況（開催頻度、議題の妥当性、事前説明）、支援・連携体制（取締役と監査役・内部監査部門等との連携、委員会の活用、取締役会以外での情報共有）、議論状況（当社経営理念に則った公正・迅速な意思決定、自由闊達な議論）等
取締役会の監督機能	業務執行状況の報告体制、リスク管理体制、コンプライアンス意識の浸透、役員報酬の決定プロセス、後継者計画 等
株主・投資家との対話	株主・投資家からの意見の共有、対話体制の整備状況 等

2019年度に係る実効性評価では、各評価項目について概ね良好な結果が得られ、当社取締役会の実効性が向上し、有効に機能していることを確認しております。

その一方で、更なる実効性向上に向けた取締役会の運営に関する課題や、取締役会における意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化に関する課題が抽出されたことに加え、コロナ禍を踏まえ、2020年度を通じて、以下の改善を行ってまいりました。

- 更なる実効性向上に向けた効果・効率的な取締役会の運営
  - －重要事項に関する事前説明の解像度向上と、審議・議論の更なる充実
  - －取締役会の一部リモート開催及び議案資料・議事録の電子化
- 意思決定品質の更なる向上に資する情報共有の強化
  - －以下の事項に関する情報共有の拡充
    - ・ 中長期戦略に係る重要施策の検討状況・検討内容
    - ・ 重要な国・地域における事業状況
    - ・ 株主・投資家との対話状況
    - ・ 全社及び各事業のサステナビリティ戦略とその進捗、外部評価結果等
    - ・ コロナ禍による従業員・各事業への影響及びそれらへの対応方針・状況

2020年度に係る実効性評価では、2020年度の主な取組み項目（効果・効率的な取締役会の運営、情報共有の強化）について昨年からの改善を認識するとともに、引き続き、各評価項目について概ね良好な結果が得られております。

一方で、継続的な実効性向上に資するべく、2021年度以降は、新たに抽出された以下の課題への対応を中心に、継続的な改善に取り組んでまいります。

主な課題	今後の改善の方針
（コロナ禍による対面機会の減少も踏まえた、）取締役間のコミュニケーションの質・量の維持・向上に向けた取組み	中長期戦略における主要施策の進捗、4Sモデルの更なる追求に資する各ステークホルダーの状況、コーポレート・ガバナンス等をテーマとした議論・意見交換・情報共有の更なる拡充
コーポレート・ガバナンスに関する議論の更なる深耕	

今後も引き続き、上記取組みを含め、更なる実効性向上に資する必要な改善を実施してまいります。

以 上

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過及びその成果

#### 全般的概況

##### ● 売上収益

売上収益は、海外たばこ事業での単価差・商品構成影響による好調なモメンタムがネガティブな為替影響を相殺したものの、国内たばこ事業・加工食品事業・医薬事業での減収により前年度比3.8%減の2兆926億円となりました。なお、2020年度に発現した新型コロナウイルス感染拡大による影響は全社売上収益の3%程度の△610億円程度と見立てております。

##### ● 調整後営業利益、営業利益及び当期利益（親会社所有者帰属）

当社グループの経営指標である為替一定ベースの調整後営業利益は、国内たばこ事業及び加工食品事業での減少はあるものの、医薬事業における増加に加え、海外たばこ事業における事業成長に牽引され、前年度比5.5%増となりました。また、調整後営業利益は、海外たばこ事業におけるネガティブな為替影響に加え、国内たばこ事業及び加工食品事業の減益により、前年度比5.6%減の4,870億円となりました。

営業利益は、旧JTビルの売却を主因とした不動産売却益の増加に加え、2019年に計上した海外たばこ事業における事業運営体制の変革に係る施策関連費用の剥落はあるものの、2019年度に発生した医薬事業での一時金収入の剥落等により、前年度比6.6%減の4,691億円となりました。

親会社の所有者に帰属する当期利益は、営業利益の減少及び金融損益の悪化等により、前年度比10.9%減の3,103億円となりました。

なお、当社グループは、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表について、IAS第29号「超インフレ経済下における財務報告」（以下、IAS第29号）に定められる要件に従い、会計上の調整を加えております。ただし、為替一定ベースの各指標につきましても、IAS第29号の影響は含めておりません。

当社グループの経営指標

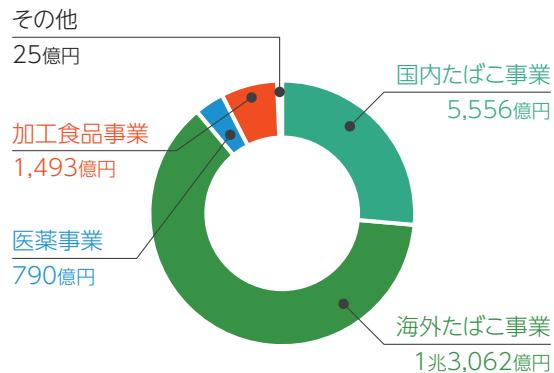


全社業績



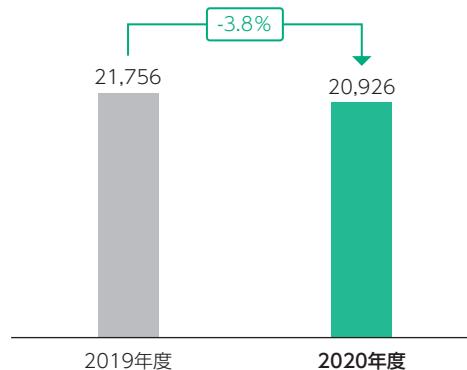
(注) 1. 調整後営業利益（為替一定）は、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。  
 2. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した指標です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。

## 事業セグメント別の売上収益



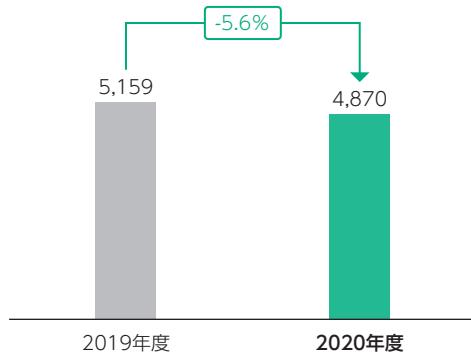
## 売上収益

(単位: 億円)



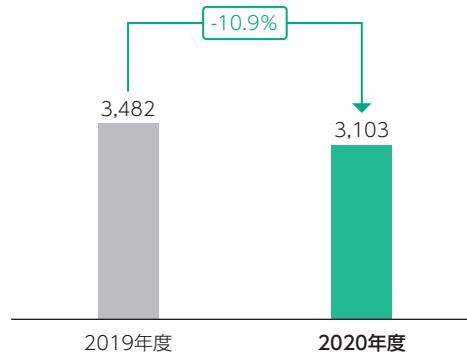
## 調整後営業利益

(単位: 億円)



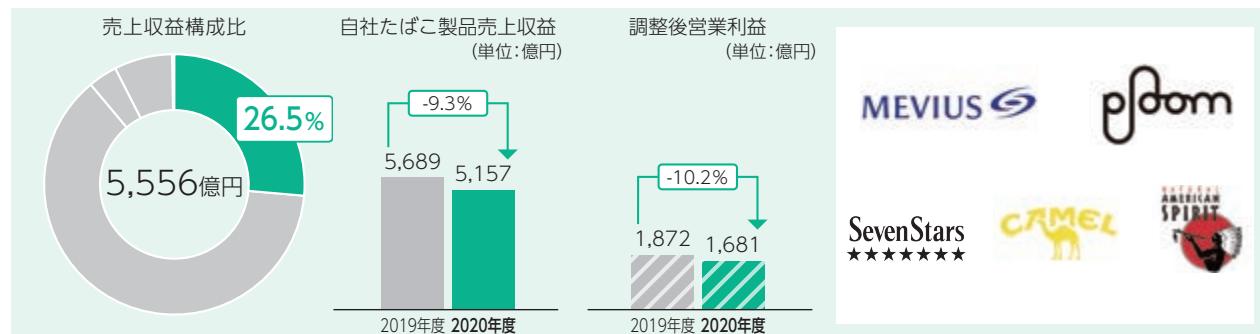
## 当期利益 (親会社所有者帰属)

(単位: 億円)



## 事業別の概況

### 国内たばこ事業



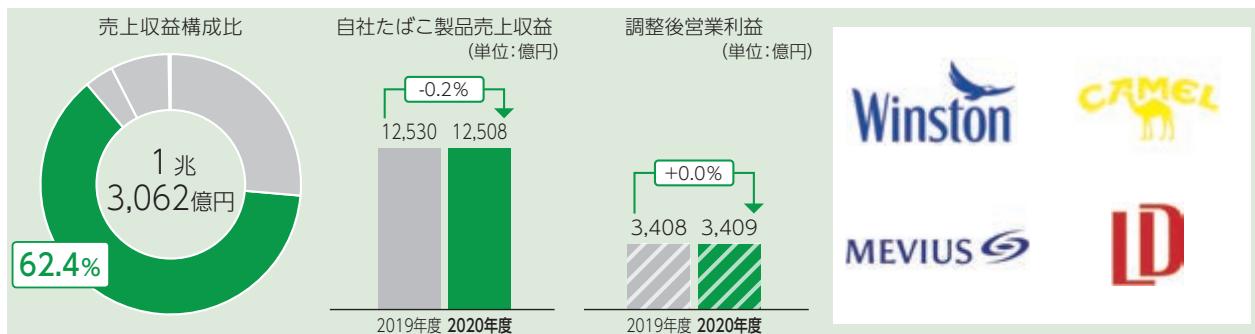
当年度におきましては、趨勢減に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響、定価改定影響、規制影響及びRRP<sup>(注1)</sup>市場の拡大による紙巻総需要<sup>(注2)</sup>の減少に加えて、紙巻シェアの減少により、紙巻販売数量<sup>(注3)</sup>は前年度比9.0%減の687億本となりました。また、当社のRRP販売数量<sup>(注4)</sup>は、紙巻たばこ換算ベースで、前年度比7億本増加の39億本となりました。

自社たばこ製品売上収益<sup>(注5)</sup>につきましては、紙巻単価上昇効果があったものの、紙巻販売数量の減少影響、RRP関連売上収益の減少及び国内免税・中国事業の販売減少等により、前年度比9.3%減の5,157億円となりました。このうち、RRP関連売上収益は、RRP販売数量の増加はあるものの、デバイス売上の減少、2019年10月の定価改定時の価格据え置きによるリフィルの単価差影響を背景に、前年度比50億円減の559億円となりました。なお、売上収益における新型コロナウイルス感染拡大による影響は△300億円程度と見立てており、うち国内免税・中国事業における影響が半分強を占めております。

調整後営業利益につきましては、紙巻単価上昇効果、前年度に計上した低温加熱式たばこ用カプセル製造機械の減損損失の剥落、新型コロナウイルス感染拡大影響の長期化に伴う間接コストの大幅な減少及び優先順位に基づく効率的な経費執行があったものの、紙巻販売数量の減少影響、RRP関連売上収益の減少、国内免税・中国事業の販売減少及びRRP・デジタルマーケティングを中心とした投資強化により、前年度比10.2%減の1,681億円となりました。

- (注) 1. RRPは、E-Vapor製品及び加熱式たばこ等、喫煙に伴う健康リスクを低減させる可能性のある製品 (Reduced-Risk Products, RRP) を指しております。E-Vapor製品は、たばこ葉を使用せず、装置内もしくは専用カートリッジ内のリキッド (液体) を電気加熱させ、発生するペイパー (蒸気) を愉しむ製品です。一方、加熱式たばこは、たばこ葉を使用し、たばこ葉を燃焼させずに、加熱等によって発生するたばこペイパー (たばこ葉由来の成分を含む蒸気) を愉しむ製品です。
2. 紙巻総需要は、日本市場全体における紙巻たばこの販売数量を指しております。なお、当該数値にはリトルシガーを含み、RRP等の販売数量は含まれておりません。
3. 紙巻販売数量は、当社の日本市場における紙巻たばこ及びリトルシガーの販売数量を指しておりますが、RRP等の販売数量は含まれておりません。また、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当年度における販売数量18億本 (前年度の当該数量は40億本) があります。
4. RRP販売数量は、1パック当たり紙巻たばこ20本として換算しております。当該数値には国内免税市場における販売数量は含まれておりません。なお、RRP関連売上収益には国内免税市場における売上収益及びデバイス・関連アクセサリ等に係る売上収益が含まれております。
5. 国内たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場における売上収益並びにRRP・リトルシガー等に係る売上収益が含まれていますが、輸入たばこ配送手数料等に係る売上収益は含まれておりません。

## 海外たばこ事業



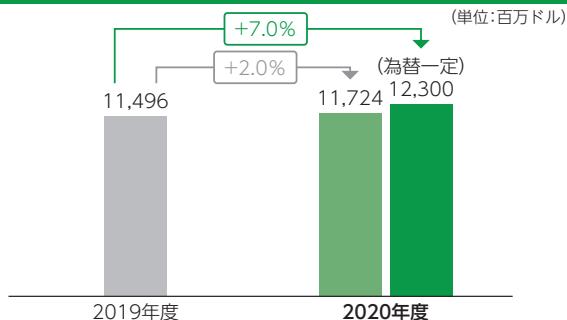
当年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響が長期化する中、渡航者数の減少による免税販売への影響及びロシア等複数市場における総需要減少により、総販売数量<sup>(注1)</sup>は、前年度比2.3%減の4,357億本となりました。また、GFB<sup>(注2)</sup>販売数量は「ウィンストン」及び「LD」が牽引し、前年度比1.8%増の2,820億本となりました。

円ベースの自社たばこ製品売上収益<sup>(注3)</sup>につきましては、ポジティブな単価差・商品構成影響及び数量差影響がネガティブな為替影響を相殺し、前年度比同水準の1兆2,508億円となりました。また、円ベースの調整後営業利益につきましても、前年度比同水準の3,409億円となりました。なお、新型コロナウイルス感染拡大による自社たばこ製品売上収益への影響は、△200億円程度と見立てております。

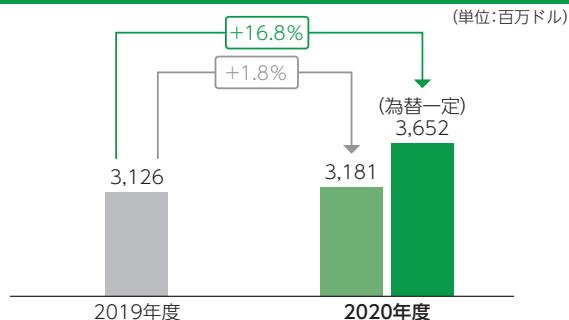
ドルベースの自社たばこ製品売上収益につきましては、単価差・商品構成影響及び市場構成が改善したことで発現した数量差影響により、前年度比2.0%増の11,724百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比7.0%増）。また、ドルベースの調整後営業利益につきましては、単価差・商品構成影響及び数量差影響により、前年度比で1.8%増の3,181百万ドルとなりました（為替一定ベースでは前年度比16.8%増）。

- (注) 1. 製造受託、水たばこ製品及びE-Vapor製品を除き、Fine cut、シガー、パイプ、スヌース、クレテック及び加熱式たばこを含めております。  
 2. 当社グループのブランドポートフォリオの中核を担う「ウィンストン」「キャメル」「メビウス」「LD」の4ブランドをGFB（グローバル・フラッグシップ・ブランド）としております。  
 3. 海外たばこ事業における自社たばこ製品売上収益は、水たばこ製品及びRRPIに係る売上収益が含まれていますが、物流事業及び製造受託等に係る売上収益は含まれておりません。

### 自社たばこ製品売上収益（ドルベース）



### 調整後営業利益（ドルベース）



### 為替レート

為替レート (1 米国ドル)	2019年度	2020年度
円	109.03	106.76
ロシアルーブル	64.74	72.07
英ポンド	0.78	0.78
ユーロ	0.89	0.88
スイスフラン	0.99	0.94
台湾ドル	30.90	29.47
トルコリラ	5.67	7.01
イランリアル	104,046	- (注)

(注) IAS第29号に従い、超インフレ経済下にある子会社の財務諸表を米国ドルへ換算する際に、2020年12月末時点のレートを適用しております。また、米国ドルから日本円へ換算する際も、同様のレートを適用しております(米国ドル/イランリアル:258,747、米国ドル/円:103.50)。なお、その他のレートについては、期中平均レートを適用しています。

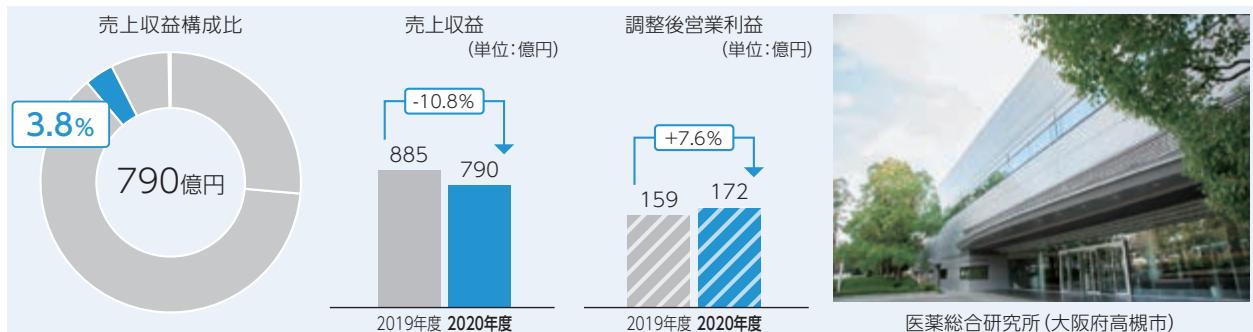
### 海外主要市場シェア（12ヶ月移動平均）

	2019年12月 (注1)	2020年12月	増減
フランス	24.2%	27.1%	2.9%ppt
イタリア	24.5%	25.6%	1.2%ppt
ロシア	39.1%	38.4%	△0.7%ppt
スペイン	25.6%	26.6% (注2)	1.0%ppt
台湾	45.3%	47.7%	2.4%ppt
トルコ	27.4%	26.6%	△0.8%ppt
英国	43.6%	45.0%	1.4%ppt

出典：IRI, Nielsen, Logista

- (注) 1. 2019年の市場シェアにつきましては、2020年12月末時点のデータに基づき、更新しております。  
 2. スペイン市場の2020年シェアにつきましては、2019年12月から2020年11月までの12ヵ月移動平均を採用しております。

## 医薬事業



医薬事業につきましては、次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指しております。

開発状況としましては、現在当社において7品目が臨床開発段階にあります。また、国内における製造販売承認を取得したアトピー性皮膚炎治療薬「コレクチム®軟膏0.5%」について2020年6月に、腎性貧血治療薬「エナロイ®錠2 mg、4 mg」について2020年12月に、グループ会社である鳥居薬品株式会社が販売を開始しました。

「tapinarof (アリル炭化水素受容体 (AhR) モジュレーター)」について、2020年1月にDermavant Sciences GmbHと日本国内における皮膚疾患領域での独占的開発・商業化権に関するライセンス契約を締結し、それに伴い、鳥居薬品株式会社と日本国内における共同開発及び販売に関する契約を締結しました。

当年度における売上収益につきましては、海外ロイヤリティ収入の減少及び導出品に係る一時金収入の減少により、前年度比10.8%減の790億円となりました。

また、調整後営業利益につきましては、海外ロイヤリティ収入の減少はあるものの、製造販売承認申請を行った開発品の試験終了等による研究開発費の減少及び当社子会社である鳥居薬品の増益により、前年度比7.6%増の172億円となりました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大によるトップラインへの影響は軽微です。



コレクチム®軟膏0.5%



エナロイ®錠2 mg、4 mg

ご参考 医薬事業 臨床開発品目一覧 (2021年2月9日現在)

<自社開発品>

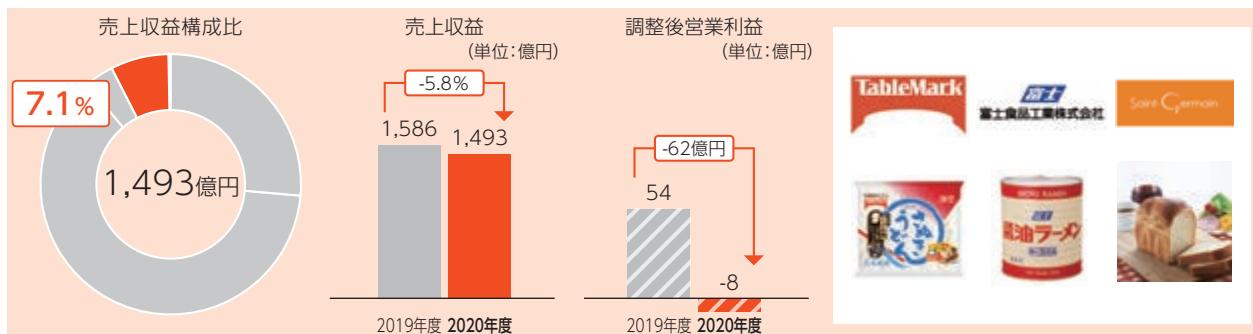
開発番号 (一般名)	想定する 適応症/剤形	作用機序		開発段階 (実施地域)	備考
JTE-052 (delgocitinib)	小児アトピー 性皮膚炎 /外用	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAK を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	申請中 (国内)	自社品 鳥居薬品と共同開発
	乳幼児アトピー 性皮膚炎 /外用			Phase 3 (国内)	自社品 鳥居薬品と共同開発
	自己免疫・アレルギー疾患 /経口・外用			Phase 1 (国内)	自社品
JTE-051	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ITK阻害	免疫反応に関与しているT細胞を活性化するシグナルを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 2 (海外)	自社品
JTE-451	自己免疫・アレルギー疾患 /外用	ROR $\gamma$ アンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うROR $\gamma$ を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 1 (国内)	自社品
JTT-251	2型糖尿病 /経口	PDHK阻害	糖代謝に関与するピルビン酸脱水素酵素(PDH)を活性化し、高血糖を是正する	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-662	2型糖尿病 /経口	SGLT 1 阻害	SGLT 1 を阻害し、食後高血糖の是正及び血糖値の正常化を行う	Phase 1 (海外)	自社品
JTE-761	自己免疫・アレルギー疾患 /経口	ROR $\gamma$ アンタゴニスト	Th17細胞の活性化に中心的な役割を担うROR $\gamma$ を阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	Phase 1 (海外)	自社品
JTT-751 (クエン酸第二鉄水和物)	鉄欠乏性貧血 /経口	経口鉄剤	鉄が消化管から吸収され、体内で赤血球中のヘモグロビンの成分として使用され、鉄欠乏性貧血を改善する	申請中 (国内)	導入品 (Keryx Biopharmaceuticals社) 鳥居薬品と共同開発 効能追加として開発

- (注) 1. 開発段階の表記は投薬開始を基準としています。  
2. 掲載以外に、将来の剤形追加の可能性を検討するための臨床試験を行っています。

<導出品>

一般名等 (当社開発番号)	導出先	作用機序		備考
trametinib	Novartis社	MEK阻害	細胞増殖シグナル伝達経路に存在するリン酸化酵素MEKの働きを阻害することにより、細胞増殖を抑制する	
抗ICOS抗体	AstraZeneca社	ICOSアンタゴニスト	T細胞の活性化に関与しているICOSの働きを阻害し、免疫反応を抑制する	
delgocitinib	LEO Pharma社 ロート製薬社	JAK阻害	免疫活性化シグナルに関与しているJAKを阻害し、過剰な免疫反応を抑制する	
enarodustat	JW Pharmaceutical社 Salubris社	HIF-PH阻害	HIF-PHを阻害することにより、造血刺激ホルモンであるエリスロポエチンの産生を促し、赤血球を増加させる	

## 加工食品事業



加工食品事業につきましては、冷凍・常温食品、調味料及びベーカリーに注力するとともに、コスト競争力の強化に努め、収益力の向上に取り組んでおります。

当年度の冷食・常温事業におきましては、注力している冷凍麺、パックごはん、お好み焼は引き続き国内市場のシェア上位に位置づけるとともに、簡便ニーズに応えた「お皿がいらぬシリーズ」等の新製品を23品、リニューアル品を41品発売しております。

また、コロナ禍において全メディアの視聴時間が増加傾向にあることを受け、YouTubeやSNS等のWebを基軸とした販促を積極的に展開・強化し、お客様へ向けて製品の更なる認知度向上に努めてまいりました。

当年度における売上収益につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による影響が継続する中、冷食・常温事業における家庭用製品の需要増による販売伸長はあるものの、冷食・常温及び調味料事業の外出向け製品及びベーカリー事業における大幅な需要減に伴う販売減少により、前年度比5.8%減の1,493億円となりました。

また、調整後営業利益につきましては、製品構成の改善はあるものの、売上収益の減少に加え、冷食・常温事業における物流費の悪化及びベーカリー事業における工場・店舗等の減損損失の計上により、前年度比62億円減となりました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大によるトップラインへの影響は△110億円程度と見立てております。

2020年春夏発売品



お皿がいらぬ汁なし担々麺



お皿がいらぬジャージャー麺

2020年秋冬発売品



ビーフガーリックライス 300g



いまだき和膳 しいたけの肉詰め

## 2. 企業集団の設備投資の状況

当年度において、当社グループでは、全体で1,129億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製造工程の維持更新及び生産性の向上、新製品対応並びに製品スペック改善等に伴う投資を中心に211億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、製品スペック改善及び規制対応に伴う投資を中心に666億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、研究開発体制等の整備・強化に91億円の設備投資を行いました。加工食品事業につきましては、生産能力増強、維持更新に80億円の設備投資を行いました。

(注) 設備投資には、企業結合により取得した資産を除く、工場その他の設備の生産性向上、競争力強化、様々な事業分野における事業遂行に必要なとなる、土地、建物及び構築物、機械装置及び運搬具、その他の有形固定資産、並びにのれん、商標権、ソフトウェア、その他の無形資産を含みます。

## 3. 企業集団の資金調達の状況

当社は、短期借入金の返済等に充当することを目的に、2020年1月31日に総額1,000億円の劣後特約付借入を行っております。また、当社海外子会社であるJT International Financial Services B.V.は、短期借入金の返済等に充当することを目的に、2020年10月7日に総額10億ユーロ（約1,268億円）の外貨建劣後特約付社債を発行しております。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## 8. 財産及び損益の状況の推移

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

区 分	第33期 2017年1月-12月	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月
売上収益 (百万円)	2,139,653	2,215,962	2,175,626	2,092,561
税引前利益 (百万円)	538,532	531,486	465,232	420,063
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	392,409	385,677	348,190	310,253
基本的1株当たり当期利益 (円)	219.10	215.31	195.97	174.88
資産合計 (百万円)	5,221,484	5,461,400	5,553,071	5,381,382
資本合計 (百万円)	2,842,027	2,700,445	2,743,611	2,599,495

(注) 当社グループの連結計算書類はIFRSに基づいて作成しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移【単体】

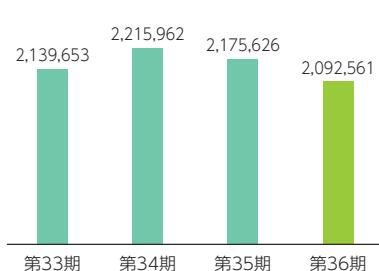
区 分	第33期 2017年1月-12月	第34期 2018年1月-12月	第35期 2019年1月-12月	第36期 2020年1月-12月
売上高 (百万円)	681,840	696,250	660,805	596,887
経常利益 (百万円)	199,336	190,343	278,968	240,491
当期純利益 (百万円)	160,120	164,595	262,469	241,752
1株当たり当期純利益 (円)	89.40	91.89	147.72	136.27
総資産 (百万円)	2,885,760	2,670,883	2,614,357	2,597,930
純資産 (百万円)	1,592,966	1,493,562	1,417,365	1,390,011

(注) 1. 当社の計算書類は日本基準に基づいて作成しております。

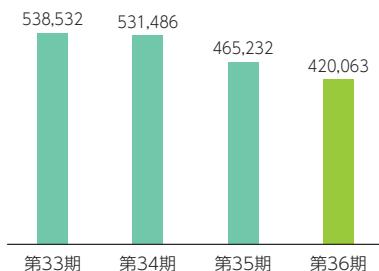
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第35期より適用しております。  
この変更に伴い、第34期は遡及適用後の金額を表示しております。

企業集団の財産及び損益の状況の推移【連結】

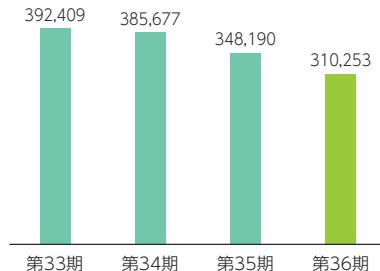
■売上収益 (単位:百万円)



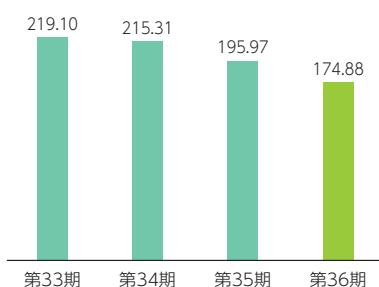
■税引前利益 (単位:百万円)



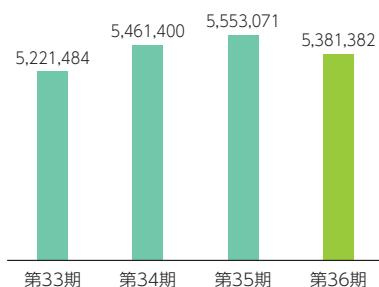
■親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位:百万円)



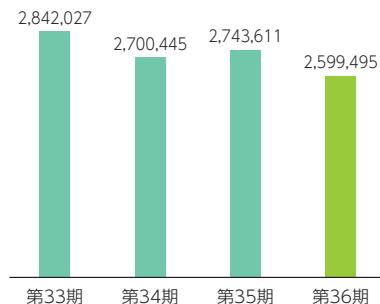
■基本的1株当たり当期利益 (単位:円)



■資産合計 (単位:百万円)



■資本合計 (単位:百万円)



## 9. 企業集団が対処すべき課題

### (1) 経営の基本方針

当社グループの経営理念は、「4Sモデル」の追求です。これは「お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく」という考え方です。

当社グループは、「4Sモデル」をベースに、「JTならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業であり続けること」を目指す企業像（ビジョン）として定めており、また、「自然・社会・人間の多様性に価値を認め、お客様に信頼される『JTならではのブランド』を生み出し、育て、高め続けていくこと」が、当社グループの使命であると考えております。

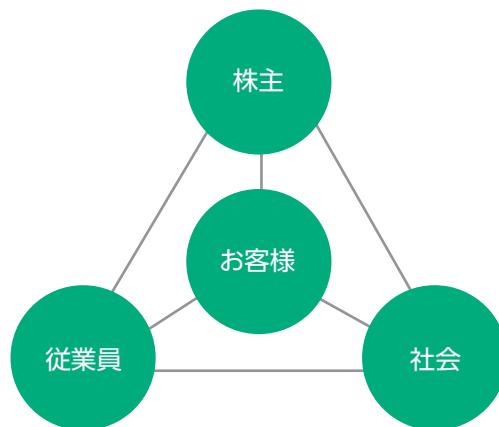
加えて、当社グループ社員の一人ひとりが徹底すべき行動規範・価値観として「JTグループWAY」を掲げており、「お客様を第一に考え、誠実に行動すること」「あらゆる品質にこだわり、進化し続けること」「JTグループの多様な力を結集すること」という3つのステートメントによって、表現しております。

当社グループは、「4Sモデル」を追求することを通じ、これまで持続的な利益成長を実現してきており、今後もその実現を目指してまいります。持続的な利益成長のためには、お客様に新たな価値・満足を提供し続けることが前提となることから、中長期的な視点に基づき、将来の利益成長に向けた事業投資を着実に実施していくことが肝要と考えております。

この「4Sモデル」を追求していくことが、中長期に亘る企業価値の継続的な向上につながると考えており、株主を含む4者のステークホルダーにとって共通利益となる、ベストなアプローチであると確信しております。

#### 経営理念

お客様を中心として、株主、従業員、社会の4者に対する責任を高い次元でバランスよく果たし、4者の満足度を高めていく



## (2) 中長期的な会社の経営戦略及び課題

当社グループは、長期的に目指す企業像である「JTグループならではの多様な価値を提供するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させるためには、変化への対応という受け身の姿勢ではなく、自ら変化を起し、変革をリードする組織への進化を加速させることが、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を可能とすると考えます。

こうした考えのもと、予測不可能な変化へスピード感を持って適切に対応すべく、期間を3年間とした経営計画を1年毎にローリングを行う方式で策定しております。

今回策定した「経営計画2021」においても、「45モデル」に基づき、中長期に亘る持続的な利益成長<sup>(注1)</sup>につながる事業投資を最優先しつつ、事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視するという経営資源配分方針に変更はありません。

「経営計画2021」においても、引き続き為替一定ベースの調整後営業利益の成長率<sup>(注2)</sup>における、中長期に亘る年平均mid to high single digit<sup>(注3)</sup>成長を目指してまいります。

なお、株主還元につきましては、経営資源配分方針で掲げる「事業投資最優先」や「利益成長と株主還元のバランス」といった観点から、「経営計画2021」ではその方針を変更いたしました。具体的には、強固な財務基盤<sup>(注4)</sup>を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を引き続き目指す中で、これまで「1株当たり配当金の安定的・継続的な成長<sup>(注5)</sup>を目指す」としていたものを、「資本市場における競争力の水準<sup>(注6)</sup>として配当性向75%を目安<sup>(注7)</sup>とする」ことといたしました。

また、自己株式の取得につきましては、当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討することといたします。

各事業の中長期の目標は以下のとおりです。

たばこ事業	当社グループ利益成長の中核かつ牽引役として、中長期に亘って年平均mid to high single digit成長を目指す
医薬事業	次世代戦略品の研究開発推進と各製品の価値最大化を通じ、当社グループへの利益貢献を目指す
加工食品事業	中長期に亘って、トップライン成長を中心とした持続的利益成長を目指す

---

全社中長期利益目標の達成に向け、各事業においてはそれぞれの目標に沿って邁進し、特に、質の高いトップライン成長を最重要視してまいります。また、コスト競争力のさらなる強化を実現すること、及びこれらを支える基盤強化を推進していくことで、持続的な利益成長を実現してまいります。

なお、当社グループは、2021年2月9日公表のとおり、国内外のたばこ事業の事業運営体制の一本化、国内の支社体制の改編等による競争力強化、事業環境に適応した製造・原料拠点の統廃合及び当社における要員適正化を内容とした「たばこ事業運営体制強化」に取り組むこととしております。

当社グループを取り巻く経営環境は、国際的な政治情勢の変化や新興国通貨における減価傾向等の為替変動リスク等、不確実性が高い状況にあり、特にコロナ禍におけるロックダウンや渡航制限等により世界的に経済状況が悪化し、消費者行動や企業活動にも大きな変化が生じていることで、今後の見通しが一層不透明な状況にあると認識しております。

当社グループとしては、こうした厳しい経営環境に加え、デジタル・テクノロジーの進展、生活者の意識・行動の変化及びサステナビリティに対する意識の高まり等、世の中の大きくかつ急速な流れを踏まえ、変化への対応という受け身の姿勢ではなく、自ら変化を起こしていくことを志向し、「4Sモデル」に基づいた経営資源配分を実行し、中長期に亘る持続的な利益成長の実現を目指すとともに、株主還元を着実に実現してまいります。

- (注) 1. 質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長
2. 調整後営業利益は、営業利益（損失）から買収に伴い生じた無形資産に係る償却費、調整項目（収益及び費用）を除いて算出した数値です。なお、調整項目（収益及び費用）はのれんの減損損失、リストラクチャリング収益及び費用等です。また、為替一定ベースの調整後営業利益の成長率とは、海外たばこ事業における当期の調整後営業利益を前年同期の為替レートをを用いて換算・算出することにより、為替影響を除いた指標です。
  3. mid to high single digit：一桁台半ばから後半のパーセンテージ
  4. 経済危機等に備えた堅牢性及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保
  5. 中長期の為替一定調整後営業利益の成長率の見通しを基本としつつ、今後の当期利益の水準も勘案
  6. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG（Fast Moving Consumer Goods）企業群の還元動向をモニタリング
  7. ±5%程度の範囲内で判断

## 【ご参考】経営計画2021における経営資源配分方針について

### 経営資源配分方針

当社グループの経営理念である「4Sモデル」に基づき、経営資源の配分を実行

- ・ 中長期に亘る持続的な利益成長<sup>(注1)</sup>につながる事業投資を最優先
- ・ 事業投資による利益成長と株主還元のバランスを重視

### 事業投資

- － お客様へ新たな価値・満足を継続的に提供することで、質の高いトップライン成長を目指す
- － たばこ事業の成長投資を最重要視

### 株主還元

- － 強固な財務基盤<sup>(注2)</sup>を維持しつつ、中長期の利益成長を実現することにより株主還元の向上を目指す
- － 資本市場における競争力のある水準<sup>(注3)</sup>として「配当性向75%」を目安<sup>(注4)</sup>とする
- － 自己株式取得は当該年度における財務状況及び中期的な資金需要等を踏まえて実施の是非を検討

- (注) 1. 質の高いトップライン成長を通じた為替一定調整後営業利益の成長
2. 経済危機等に備えた堅牢性及び機動的な事業投資等への柔軟性を担保
3. ステークホルダーモデルを掲げ、高い事業成長を実現しているグローバルFMCG (Fast Moving Consumer Goods) 企業群の還元動向をモニタリング
4. ±5%程度の範囲内で判断

## 【ご参考】サステナビリティの取組み

当社グループが持続的に成長していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠です。サステナビリティを経営の中核と考え、当社グループの経営理念である4Sモデルに基づき、マテリアリティ分析を踏まえて、サステナビリティ戦略を策定しています。

ESG（環境・社会・ガバナンス）の課題に積極的に対応していくことが事業継続に不可欠との考えのもと、グループ共通の**3つの基盤**を策定しています。また、各事業においては、優先的に取り組む**注力分野**を設定し、日々様々なサステナビリティの課題に取り組んでいます。

## サステナビリティ戦略

3つの基盤				
人権の尊重		環境負荷軽減と社会的責任の発揮		良質なガバナンスと事業規範の実行
各事業の注力分野				
たばこ	お客様の期待を上回る製品・サービスの提供	人財への投資	持続可能なサプライチェーンの構築	事業を取り巻く規制への適切な対応と不法取引の防止
医薬	お客様の期待を上回る製品・サービスの提供	人財への投資		製品の安全性と責任
加工食品	お客様の期待を上回る製品・サービスの提供	人財への投資		持続可能なサプライチェーンの構築

各事業では、注力分野の中で、具体的な取組み目標を掲げています。たばこ事業では、2019年から進捗についてご報告しています。医薬事業・加工食品事業につきましては、2020年に取組み目標を策定し、2021年3月下旬発行予定の統合報告書において、その進捗のご報告を予定しています。詳しくは、当社ウェブサイトをご覧ください。

また、当社グループは、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を支持しており、事業活動を通じて、主に関連する以下の目標の実現に貢献してまいります。



## サステナビリティ課題への当社取組み事例 - 環境負荷軽減

近年、大きく変化している社会環境・事業環境を踏まえ、当社グループでは「JTグループ環境計画2030」を策定し、「エネルギー・温室効果ガス」「自然資源」「廃棄物」を計画の軸となる3つの重要領域として定めています。再生可能なエネルギーへの転換、温室効果ガスの削減、水資源の管理や森資源の保全、廃棄物による環境負荷軽減といった課題に取り組んでいます。

中でも地球温暖化に伴う気候変動は、社会及び当社グループのバリューチェーンに大きな影響を及ぼしかねない課題として捉えています。この課題に真摯に取り組む、持続的な社会の実現により強く貢献するため、パリ協定に準じた温室効果ガス（GHG：Greenhouse Gas）削減目標を策定し、2019年に、国際イニシアチブであるSBTi（Science Based Targets initiative）よりSBTとして承認されました。



2020年には「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言に賛同しました。これまでも気候変動に関する複数のシナリオ分析を進めてまいりましたが、同提言に則り、気候変動が当社グループの事業活動に与えるリスクや機会についての把握と開示を一層進めてまいります。



また、サーキュラーエコノミーの更なる推進に向け、「JTグループ環境計画2030」において、プラスチックを含む、製品及び容器包装に使用する材料の適正利用、適正処理に向けた新たなグループ目標を定めました。



これまでの取組みの成果と透明性ある情報開示が評価され、当社グループは国際的な環境情報開示のプラットフォームであるCDPより気候変動及び水セキュリティへの対応と戦略において優れた取組みを行う企業として、最高評価である「Aリスト」に2年連続で2つの分野で選定されています。本評価対象となった約5,800社のうち、気候変動と水セキュリティともに「Aリスト」に選定されたのは全世界で約60社、日本で16社です。



- ・当社グループのその他のサステナビリティ課題への取組みの詳細につきましては、当社ウェブサイト「サステナビリティ」（<https://www.jti.co.jp/sustainability/index.html>）よりご覧いただけます。
- ・2019年度から、アニュアルレポート及びサステナビリティレポートに代わり、統合報告書を発行しています。2020年度統合報告書は、2021年3月下旬に当社ウェブサイトよりご覧いただけます。
- ・これまでサステナビリティレポートでご報告してまいりました当社グループのサステナビリティへの取組みの詳細につきましては、引き続きオンラインコンテンツとして、当社ウェブサイトでご報告してまいります（2021年6月更新予定）。
- ・当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、株主総会参考書類末尾の「【ご参考】当社のコーポレート・ガバナンス」をご覧ください。

## 10. 企業集団の主要な事業内容

区分	主な内容
国内たばこ事業	メビウス、セブンスター等を中心とするたばこ製品の製造、販売
海外たばこ事業	ウィンストン、キャメル等を中心とするたばこ製品の製造、販売
医薬事業	医療用医薬品の研究開発、製造、販売
加工食品事業	冷凍・常温食品、調味料、パン等の製造、販売

## 11. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
TSネットワーク株式会社	百万円 460	% 74.5	たばこ製品の配送
日本フィルター工業株式会社	百万円 461	100.0	たばこ製品用フィルターの製造、販売
JT International S.A.	千スイスフラン 923,723	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
Gallaher Ltd.	千スターリング・ポンド 172,495	(100.0)	たばこ製品の製造、販売
鳥居薬品株式会社	百万円 5,190	53.5	医薬品の製造、販売
テーブルマーク株式会社	百万円 22,500	100.0	加工食品の製造、販売

- (注) 1. 出資比率欄の( )内の数字は、間接所有割合を示しております。  
 2. 当年度末日において、上記の重要な子会社6社を含む連結子会社は235社、持分法適用会社は13社であります。  
 3. 当年度末日において、会社法施行規則第118条第4号に定める特定完全子会社はありません。

## 12. 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高
劣後特約付シンジケートローン	100,000百万円
農林中央金庫	40,000百万円
シンジケートローン	34,230百万円 (270百万ユーロ)
信金中央金庫	30,000百万円

- (注) 1. 劣後特約付シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする4銀行からなる協調融資です。  
 2. シンジケートローンは、当社海外子会社であるJT International Holding B.V.を借入人とした、UNICREDIT BANK AGをアレンジャー兼エージェントとする4銀行からなる協調融資です。

### 13. 企業集団の主要な営業所及び工場

#### (1) 当社

本 社：東京都港区虎ノ門四丁目1番1号  
 支 社：北海道支社（北海道） 東北支社（宮城県） 上信越支社（群馬県） 北関東支社（埼玉県）  
           東関東支社（千葉県） 東京支社（東京都） 神奈川支社（神奈川県） 北陸支社（石川県）  
           東海支社（愛知県） 北関西支社（大阪府） 大阪支社（大阪府） 中国支社（広島県）  
           四国支社（香川県） 九州支社（福岡県） 南九州支社（鹿児島県）  
 工 場：北関東工場（栃木県） 東海工場（静岡県） 関西工場（京都府）  
           九州工場（福岡県） 友部工場（茨城県）  
 研 究 所：たばこ中央研究所（神奈川県） 葉たばこ研究所（栃木県） 医薬総合研究所（大阪府）

(注) 本社を2020年10月5日に上記住所に移転いたしました。

#### (2) 子会社

TSネットワーク株式会社（東京都） 日本フィルター工業株式会社（東京都）  
 JT International S.A.（スイス） Gallaher Ltd.（イギリス）  
 鳥居薬品株式会社（東京都） テーブルマーク株式会社（東京都）

(注) ( )内は、本社所在地を示しております。

### 14. 従業員の状況

#### (1) 企業集団の従業員の状況【連結】

区 分	従業員数
国内たばこ事業	10,354名
海外たばこ事業	40,576名
医薬事業	1,379名
加工食品事業	5,021名
当社の全社共通業務等	970名
合 計	58,300名

(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

#### (2) 当社の従業員の状況【単体】

区 分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	6,141名	132名減	44.4歳	19.3年
女 性	1,225名	34名増	37.3歳	12.0年
合計又は平均	7,366名	98名減	43.2歳	18.1年

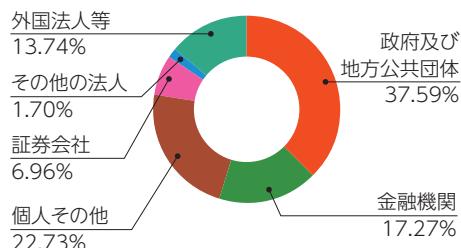
(注) 上記従業員数は、就業人員数で記載しております。

## II 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 8,000,000,000株
2. 発行済株式の総数 2,000,000,000株  
(自己株式 225,754,671株)
3. 株主数 638,716名

### 4. 大株主

所有者別構成比（自己株式を除く）



株主名	持株数	持株比率
財 務 大 臣	666,925,200株	37.59%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	77,183,500株	4.35%
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	58,303,600株	3.29%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	48,009,500株	2.71%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	23,660,000株	1.33%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,974,941株	1.13%
バ ー ク レ イ ズ 証 券 株 式 会 社	18,432,844株	1.04%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 5 ）	17,079,000株	0.96%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 6 ）	15,416,800株	0.87%
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	14,114,400株	0.80%

(注) 持株比率は、自己株式（225,754,671株）を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

当社は、当社の執行役員を兼務する取締役4名及び執行役員20名に対して譲渡制限付株式報酬として、2020年5月26日付で自己株式239,200株を処分しております。

## Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

### 1. 当該事業年度末における新株予約権の総数等

(1) 新株予約権の総数	3,858個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式771,600株（新株予約権1個につき200株）

### 2. 当該事業年度末における当社の会社役員が保有する新株予約権の状況

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式402,800株（新株予約権1個につき200株）
(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
(3) 新株予約権の譲渡制限	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとします。
(4) 新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとします。

当社の会社役員の保有状況は以下のとおりです。

発行年度	新株予約権の割当てに際しての払込金額	新株予約権を行使することができる期間	取締役		監査役	
			個数	保有者数	個数	保有者数
2007年度	1個当たり581,269円	2008年1月9日から2038年1月8日まで	16個	1名	—	—
2008年度	1個当たり285,904円	2008年10月7日から2038年10月6日まで	18個	1名	15個	1名
2009年度	1個当たり197,517円	2009年10月14日から2039年10月13日まで	40個	1名	36個	1名
2010年度	1個当たり198,386円	2010年10月5日から2040年10月4日まで	72個	2名	30個	1名
2011年度	1個当たり277,947円	2011年10月4日から2041年10月3日まで	41個	2名	32個	1名
2012年度	1個当たり320,000円	2012年10月10日から2042年10月9日まで	72個	4名	23個	1名
2013年度	1個当たり513,400円	2013年10月8日から2043年10月7日まで	63個	4名	14個	1名
2014年度	1個当たり483,200円	2014年10月7日から2044年10月6日まで	71個	5名	8個	1名
2015年度	1個当たり711,200円	2015年8月4日から2045年8月3日まで	127個	5名	17個	1名
2016年度	1個当たり572,600円	2016年7月5日から2046年7月4日まで	113個	5名	13個	1名
2017年度	1個当たり482,200円	2017年7月4日から2047年7月3日まで	168個	5名	21個	1名
2018年度	1個当たり300,000円	2018年7月3日から2048年7月2日まで	374個	6名	—	—
2019年度	1個当たり188,000円	2019年7月2日から2049年7月1日まで	630個	6名	—	—

(注) 1. 取締役には、社外取締役を含みません。

2. 監査役が保有している新株予約権は、執行役員として在籍中に付与されたものであります。

3. 2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、株式報酬型ストックオプション制度を廃止しております。そのため、当期におけるストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行っておりません。

## Ⅳ 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	丹 呉 泰 健		株式会社大垣共立銀行 社外取締役 三菱UFJ信託銀行株式会社 社外取締役監査等委員
取締役副会長	岩 井 睦 雄		株式会社ベネッセホールディングス 社外取締役
代表取締役社長	寺 畠 正 道	最高経営責任者	JT International Group Holding B.V. Chairman and Managing Director
代表取締役副社長	見 浪 直 博	最高財務責任者 コミュニケーション担当	JT International Holding B.V. Supervisory Board member
代表取締役副社長	廣 渡 清 栄	コーポレート・医薬事業・食品事業担当	
取締役専務執行役員	山 下 和 人	コンプライアンス・サステナビリティ マネジメント・総務担当	
取 締 役	幸 田 真 音		作家 株式会社日本取引所グループ 社外取締役 三菱自動車工業株式会社 社外取締役
取 締 役	渡 邊 光一郎		第一生命ホールディングス株式会社 取締役会長 第一生命保険株式会社 取締役会長 一般社団法人日本経済団体連合会 副会長・理事
取 締 役	長 嶋 由紀子		株式会社リクルートホールディングス 常勤監査役 株式会社リクルート 常勤監査役
常 勤 監 査 役	永 田 亮 子		
常 勤 監 査 役	山 本 博		
常 勤 監 査 役	三 村 亨		芝総合法律事務所 弁護士
監 査 役	大 林 宏		大林法律事務所 弁護士 大和証券株式会社 社外監査役 三菱電機株式会社 社外取締役 日本製鉄株式会社 社外取締役監査等委員
監 査 役	吉 國 浩 二		

- (注) 1. 取締役のうち、幸田真音、渡邊光一郎、長嶋由紀子の3氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役のうち、三村亨、大林宏、吉國浩二の3氏は、社外監査役であります。  
3. 取締役のうち、幸田真音、渡邊光一郎、長嶋由紀子の3氏及び監査役のうち、大林宏、吉國浩二の両氏については、株式会社東京証券取引所が定める独立役員に指定しております。  
4. 監査役 山本博氏は、当社監査部長を務め、吉國浩二氏は学校法人法政大学監事を務めるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
5. 当社は、取締役（執行役員を兼務する取締役を除く。）及び監査役の全員と、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する契約を締結しております。  
6. 当社は、取締役及び監査役の全員と、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。  
7. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険により被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。

## 2. 取締役及び監査役の報酬等

### (1) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	取締役		監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	9名	561百万円	5名	166百万円	14名	727百万円
役員賞与	4名	438百万円	－	－	4名	438百万円
ストックオプション報酬	6名	30百万円	－	－	6名	30百万円
譲渡制限付株式報酬	4名	188百万円	－	－	4名	188百万円
パフォーマンス・シェア・ユニット	4名	33百万円	－	－	4名	33百万円
計	－	1,251百万円	－	166百万円	－	1,416百万円

- (注) 1. 役員賞与は、支給予定の額を記載しております。  
 2. スtockオプション報酬は、Stockオプションの当期費用計上額を記載しております。(2020年3月19日開催の第35回定時株主総会の決議により、株式報酬型Stockオプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬及びパフォーマンス・シェア・ユニットを導入しております。)  
 3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、当期費用計上額を記載しております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

#### 1. 役員報酬の方針

当社は、当社グループの経営理念である『4Sモデル』の追求による中長期に亘る持続的な利益成長と企業価値向上を実現するため、当社人事・報酬諮問委員会において、当社の取締役及び執行役員の報酬の方針、制度、算定方法等について取締役会からの諮問に応じ、審議・答申を行うとともに、当社における役員報酬の状況をモニタリングしております。

人事・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当社における役員報酬の基本的な考え方は以下のとおりとしております。

- ・優秀な人材を確保するに相応しい報酬水準とする
- ・業績達成の動機づけとなる業績連動性のある報酬制度とする
- ・中長期の企業価値と連動した報酬とする
- ・客観的な視点、定量的な枠組みに基づき、透明性を担保した報酬とする

#### 2. 役員報酬の構成

##### ・執行役員を兼務する取締役

日々の業務執行を通じた業績達成を求められることから、「基本報酬」「役員賞与」「譲渡制限付株式報酬」「パフォーマンス・シェア・ユニット」で構成しております。

報酬構成割合は、「役員賞与」及び「パフォーマンス・シェア・ユニット」が標準額であった場合、以下のとおりとなります。

	基本報酬	短期インセンティブ	中長期インセンティブ	
報酬構成割合(注1)	基本報酬 33～42%程度	役員賞与 31～35%程度	譲渡制限付株式報酬(注2)	パフォーマンス・シェア・ユニット(注2)
			25～33%程度	
支給形式	金銭		株式	株式 +金銭(注3)

- (注) 1. 取締役の職務ごとに異なる構成比率を幅で示しております。  
 2. 譲渡制限付株式報酬とパフォーマンス・シェア・ユニットの構成割合は3:1程度です。  
 3. パフォーマンス・シェア・ユニットは、納税資金として、50%を金銭で支給します。  
 4. 上記の図は、一定の会社業績及び当社株式の株価を基に算出したイメージであり、会社業績及び当社株式の株価の変動等に応じて上記割合も変動します。

- ・執行役員を兼務しない取締役（社外取締役を除く。）  
企業価値向上に向けた全社経営戦略の決定と中長期的な成長戦略等実践のモニタリングを含む監督機能を果たすことが求められることから、業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。
- ・社外取締役  
独立性の観点から業績連動性のある報酬とはせず、「基本報酬」に一本化しております。
- ・監査役  
主として遵法監査を担うという監査役の役割に照らし、「基本報酬」に一本化しております。

<取締役・監査役の報酬体系>

		基本報酬	役員賞与	譲渡制限付株式報酬／ パフォーマンス・シェア・ユニット
社内取締役	執行役員を兼務する取締役	○	○	○
	執行役員を兼務しない取締役	○	-	-
社外取締役		○	-	-
監査役		○	-	-

3. 役員報酬の総額の上限及び決定方法

当社の取締役（2020年度末時点9名）に対する報酬額の上限は、2020年3月19日開催の第35回定時株主総会において承認を得ており、取締役の総数に対して年額11億円（うち社外取締役分は年額8千万円）となっております。これとは別に、執行役員を兼務する取締役（2020年度末時点4名）に対して付与する譲渡制限付株式報酬の上限は年額2億1千万円（株式数としては115,200株）、パフォーマンス・シェア・ユニットの上限は年額1億3千万円（株式数としては76,800株）となっております。

また、監査役（2020年度末時点5名）に対する報酬額の上限は、2019年3月20日開催の第34回定時株主総会において承認を得ており、監査役の総数に対して年額2億4千万円となっております。

取締役の報酬等の額については、第三者による企業経営者の報酬に関する調査に基づき、規模や利益が同水準で海外展開を行っている国内大手メーカー群の報酬水準をベンチマーキングしております。具体的には、基本報酬額の水準及び年次賞与・中長期インセンティブの変動報酬割合をベンチマーキングしたうえで、人事・報酬諮問委員会での審議を踏まえ、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、当社取締役会の決議により決定しております。

また、監査役の報酬額についても、同様にベンチマーキングしたうえで、株主総会で承認された報酬上限額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

#### 4. 役員報酬の内容

##### ・基本報酬

職務に応じた額を月例で支給いたします。執行役員を兼務する取締役については、持続的・利益成長につながる役員個々の業務執行・行動を通じた業績達成を後押しする観点から、個人業績評価を反映させることとしております。期首に社長との面談を通じた目標を設定し、期末に実施する個人業績評価の結果に応じて、一定の範囲内で翌年度の基本報酬を変動させる仕組みとしております。ただし、社長については、個人業績評価は実施いたしません。

##### ・役員賞与

単年度業績を反映した金銭報酬として、執行役員を兼務する取締役に対して役員賞与を支給いたします。賞与の算定に係る指標は、持続的・利益成長の基盤である事業そのもののパフォーマンス及び利益成長の達成度を株主の皆様と価値共有する観点から、為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益を設定しております。為替一定ベースの調整後営業利益と当期利益の業績結果適用の割合はそれぞれ75%、25%としており、当該指標の達成度合いに応じた支給率は、0～200%の範囲で変動します。なお、支給対象である取締役に一定の非違行為があった場合には、当該役員は支給済みの役員賞与の一部を会社に返還することとしております。

##### ・譲渡制限付株式報酬

譲渡制限付株式報酬制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上を企図した株式報酬制度です。執行役員を兼務する取締役を対象とし、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として毎事業年度において金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。譲渡制限期間は30年間であり、譲渡制限期間中であっても、当社取締役その他当社取締役会が別途定める役職のいずれからでも退任した場合に、本割当株式の譲渡制限を解除します。

##### ・パフォーマンス・シェア・ユニット

パフォーマンス・シェア・ユニット制度は、株主の皆様との更なる価値共有や中長期的な企業価値向上に加え、中期での業績達成への更なるコミットを企図した業績連動型の株式報酬制度です。

執行役員を兼務する取締役を対象とし、支給対象年度から開始する3ヶ年の事業年度からなる業績評価期間の経過後、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等に応じて、当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭を報酬として支給します。なお、当該業績評価期間における業績等の数値目標の達成率等は、当社人事・報酬諮問委員会での審議を経て決定します。各対象取締役への当社普通株式交付のための金銭報酬債権及び金銭の支給は、原則として業績評価期間終了後に行います。各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、当社普通株式の割当てを受けます（割当ては、自己株式処分の方法により行います。）。業績評価にあたっては、当社の中期的な成長に連動する指標を設定することとしており、2020年から始まるプランにおいては、株主の皆様との価値共有を目的として、当期利益を業績指標として設定しております。業績指標の達成度合いに応じた支給率は、0～200%の範囲で変動します。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	役職
取締役	幸田 真音	作家	
		株式会社日本取引所グループ	社外取締役
		三菱自動車工業株式会社	社外取締役
	渡邊 光一郎	第一生命ホールディングス株式会社	取締役会長
		第一生命保険株式会社	取締役会長
		一般社団法人日本経済団体連合会	副会長・理事
長嶋 由紀子	株式会社リクルートホールディングス	常勤監査役	
	株式会社リクルート	常勤監査役	
監査役	三村 亨	芝綜合法律事務所	弁護士
		大林法律事務所	弁護士
	大林 宏	大和証券株式会社	社外監査役
		三菱電機株式会社	社外取締役
		日本製鉄株式会社	社外取締役監査等委員

(注) 上記兼職先と当社との間に、特記すべき事項はありません。

#### (2) 社外役員の当該事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	幸田 真音	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、政府等審議会委員を歴任した幅広い経験及び国際金融に関する高い見識に基づき、当社の財務、IR等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
	渡邊 光一郎	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、企業経営・ガバナンスに関する豊富な経験及び投資家視点からの高い見識に基づき、当社のガバナンス体制や財務等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
	長嶋 由紀子	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、事業創発や企業経営に深く携わってきた経験及び経営と監査双方の視点による幅広い見識に基づき、当社の事業戦略や組織改革等に関する助言・提言を行うなど、取締役としての職責を十分に果たしました。
監査役	三村 亨	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、13回の監査役会のすべてに出席し、金融、グローバルなリスクマネジメント、地政学、企業法務等の深い見識に基づき、当社のガバナンス体制や業務の効率性等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	大林 宏	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、13回の監査役会のすべてに出席し、法曹界等における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のガバナンス体制や適切な情報開示等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。
	吉國 浩二	当該事業年度に開催した13回の取締役会のすべてに出席し、また、13回の監査役会のすべてに出席し、事業部門・間接部門全般に精通した経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社のガバナンス体制や組織風土等に関する助言・提言を行うなど監査役としての職責を十分に果たしました。

#### (3) 社外役員の報酬等の総額

区分	社外取締役		社外監査役		計	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
基本報酬	3名	58百万円	3名	78百万円	6名	135百万円

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### (1) 当社の当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	330百万円
②公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務に係る報酬等の額	85百万円

#### (2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 573百万円

#### (3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会社が会計監査人と監査契約を締結する際に、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、会計監査人に対する報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、検証いたしました。

また、監査役会は、前述の検証を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し検討した結果、同意することが相当であると判断いたしました。

- (注) 1. 当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツとの間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は会計監査人有限責任監査法人トーマツに対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるサステナビリティマネジメントに関するアドバイザリー業務及び社債発行に関するコンフォートレター作成業務等を委託し、対価を支払っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、JT International S.A.及びGallaher Ltd.は、Deloitte LLPの監査を受けており、いずれも当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査は受けておりません。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、監査役会が会計監査人を解任いたします。また、当社は、上記のほか、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結財政状態計算書 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	538,844	営業債務及びその他の債務	436,540
営業債権及びその他の債権	412,144	社債及び借入金	141,469
棚卸資産	539,762	未払法人所得税等	46,462
その他の金融資産	18,828	その他の金融負債	27,588
その他の流動資産	493,992	引当金	19,420
小計	2,003,570	その他の流動負債	652,314
売却目的で保有する非流動資産	348	流動負債合計	1,323,793
流動資産合計	2,003,919	非流動負債	
非流動資産		社債及び借入金	817,412
有形固定資産	759,290	その他の金融負債	50,164
のれん	1,909,392	退職給付に係る負債	331,752
無形資産	363,604	引当金	31,338
投資不動産	4,744	その他の非流動負債	162,982
退職給付に係る資産	70,528	繰延税金負債	64,447
持分法で会計処理されている投資	40,230	非流動負債合計	1,458,095
その他の金融資産	107,143	負債合計	2,781,888
繰延税金資産	122,534	資本	
非流動資産合計	3,377,464	資本金	100,000
資産合計	5,381,382	資本剰余金	736,400
		自己株式	△491,507
		その他の資本の構成要素	△605,776
		利益剰余金	2,783,718
		親会社の所有者に帰属する持分	2,522,834
		非支配持分	76,660
		資本合計	2,599,495
		負債及び資本合計	5,381,382

# 連結損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	2,092,561
売上原価	△898,001
売上総利益	1,194,560
その他の営業収益	54,924
持分法による投資利益	4,042
販売費及び一般管理費等	△784,472
営業利益	469,054
金融収益	12,353
金融費用	△61,344
税引前利益	420,063
法人所得税費用	△108,034
当期利益	312,029
当期利益の帰属	
親会社の所有者	310,253
非支配持分	1,775

# 貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>(資産の部)</b>	
流動資産	561,777
現金及び預金	299,366
売掛金	34,815
有価証券	20,000
商品及び製品	27,142
半製品	76,402
仕掛品	2,247
原材料及び貯蔵品	32,234
前渡金	1,886
前払費用	4,850
関係会社短期貸付金	43,406
その他	19,455
貸倒引当金	△25
固定資産	2,036,153
有形固定資産	198,854
建物	80,030
構築物	2,375
機械及び装置	51,567
車両運搬具	1,307
工具、器具及び備品	14,221
土地	48,909
建設仮勘定	445
無形固定資産	282,089
特許権	154
商標権	82,120
ソフトウェア	18,299
のれん	178,855
その他	2,662
投資その他の資産	1,555,210
投資有価証券	16,862
関係会社株式	1,487,617
関係会社長期貸付金	17,792
長期前払費用	9,090
繰延税金資産	13,514
その他	14,118
貸倒引当金	△3,783
<b>資産合計</b>	<b>2,597,930</b>

科目	金額
<b>(負債の部)</b>	
流動負債	693,867
買掛金	7,069
一年内償還予定社債	77,624
リース債務	2,450
未払金	51,780
未払たばこ税	65,605
未払たばこ特別税	8,536
未払地方たばこ税	74,707
未払法人税等	29,527
未払消費税等	37,973
キャッシュ・マネージメント・システム預り金	326,353
賞与引当金	6,330
その他	5,914
固定負債	514,051
社債	206,717
長期借入金	170,000
リース債務	4,529
退職給付引当金	128,333
その他	4,472
<b>負債合計</b>	<b>1,207,918</b>
<b>(純資産の部)</b>	
株主資本	1,372,501
資本金	100,000
資本剰余金	736,400
資本準備金	736,400
利益剰余金	1,027,608
利益準備金	18,776
その他利益剰余金	1,008,832
新事業開拓事業者	
投資損失準備金	377
圧縮記帳積立金	41,711
圧縮記帳特別勘定	327
繰越利益剰余金	966,416
自己株式	△491,507
評価・換算差額等	16,259
その他有価証券評価差額金	4,069
繰延ヘッジ損益	12,189
新株予約権	1,252
<b>純資産合計</b>	<b>1,390,011</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>2,597,930</b>

# 損益計算書 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		596,887
売上原価		166,144
売上総利益		430,742
販売費及び一般管理費		329,792
営業利益		100,950
営業外収益		
受取利息	1,224	
受取配当金	142,558	
その他	7,548	151,329
営業外費用		
支払利息	1,634	
社債利息	3,895	
その他	6,260	11,789
経常利益		240,491
特別利益		
固定資産売却益	4,861	
旧J Tビル売却益	45,806	
その他	2,426	53,094
特別損失		
固定資産売却損	289	
固定資産除却損	5,551	
減損損失	999	
その他	2,051	8,889
税引前当期純利益		284,695
法人税、住民税及び事業税	44,675	
法人税等調整額	△1,732	42,943
当期純利益		241,752

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

日本たばこ産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳賀 保彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月10日

日本たばこ産業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 丸地 肖幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 芳賀 保彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 松下 陽一	Ⓔ

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本たばこ産業株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項に関する注記及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備及び運用への取組みは相当であると認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月15日

日本たばこ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 永田 亮子 ㊟

常勤監査役 山本 博 ㊟

常勤監査役 三村 亨 ㊟

監査役 大林 宏 ㊟

監査役 吉國 浩二 ㊟

(注) 常勤監査役 三村 亨、監査役 大林 宏及び吉國 浩二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

---

メ 毛

---

メ 毛

---

メ 毛



---

メ 毛

---

× ㄗ

